

入院基本料について

1. 入院基本料に関する事項

当院は「入院基本料の施設基準」のうち次の項目に適合します。

療養病棟入院基本料1(20対1看護配置、20対1看護補助配置)

当病棟では、一日に13人以上の看護職員(看護師および准看護師)と13人以上の看護補助者が勤務しています。

尚、時間帯別の配置は下記の通りです。

9:00～17:00	看護職員1人当たりの受け持ち患者数は10人以内
17:00～翌9:00	看護職員1人当たりの受け持ち患者数は43人以内

2. その他の施設基準の適合性に関する項目

当院は、次の各項目について施設基準等に適合しております。

・入院基本料の施設基準等に係る届出

- ① 医療 DX 推進体制整備加算
- ② 療養病棟入院基本料 1
- ③ 夜間看護加算
- ④ 診療録管理体制加算 3
- ⑤ 療養病棟療養環境加算 2
- ⑥ データー提出加算 1 及び 3
- ⑦ 認知症ケア加算 3
- ⑧ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ⑨ 初期加算
- ⑩ 急性期リハビリテーション加算
- ⑪ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ⑫ 入院ベースアップ評価料 22

3. 入院時食事療養(Ⅰ)

当院では、「入院時食事療養(Ⅰ)を算定する食事療養の基準」に適合しております。

これは、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時)、適温で提供するものです。

4. 明細書の発行状況に関する事項

「個別の診療報酬算定項目がわかる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成24年4月より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

当院では、下記の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

保険外負担金の料金表

※表記金額は税抜きの価格になっております。

1) 紙おむつ・タオル類	
品名	金額
紙 お む つ	360円/枚
尿 取 り パ ッ ト	100円/枚

2) 病衣 レンタル料	
品名	金額
A セ ッ ト	700円/日
B セ ッ ト	750円/日

① Aセット

- ・バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル
- ・寝巻(上下、長袖) ・肌着、靴下
- ・日用品(コップ又は吸飲み、くるりナブラシ、
口腔ケアジェル、歯ブラシ、
歯磨きティッシュ、アイ淨綿)

② Bセット

- ・バスタオル、フェイスタオル、おしぼりタオル
- ・介護用寝巻(つなぎ) ・肌着、靴下
- ・日用品(Aセットと同様)

5) その他	
死後処置料	30,000円
死後処置料 (浴衣等持込あり)	25,000円

3) 日用品・消耗品	
品名	金額
食 事 用 エ プ ロ ン	50円/日
イヤホン(2本目～)	100円/本

4) 診断書・文書料	
種別	金額
入院証明書(保険)	5,000円
成年後見診断書	5,000円
入院療養証明書	3,000円
年金等生計同一証明書	1,000円
個人情報開示	1,000円
死亡診断書	10,000円
死亡診断書(2通目)	10,000円
死亡診断書(コピー)	5,000円

※診断書の申込は、1階事務所まで

6) 散髪代	
男性・女性 カット	2,000円
顔 そり ・ 髭 剃 り	1,000円

6. 療養環境に関する事項

特別療養環境の提供

「特別療養環境にかかる料金(室料差額)」徴収病室が11室18床ございます。

室料差額については次のとおりです。

1) 二人部屋 室料(1日につき)	
201号	3,500円
202号	3,500円
203号	3,500円
301号	3,500円
302号	3,500円
303号	3,500円
403号	3,500円
・個人収納,個人照明,小机,椅子 ・ラジカセ(無料)※要申込	

2) 個室 室料(1日につき)	
210号	6,000円
310号	6,000円
401号	5,000円
407号	6,000円
・トイレ,洗面,個人収納,個人照明 ・テーブル,椅子,コート掛け ・TV,ラジカセ(無料)※要申込	

入院時食事療養費

◆詳しくはお住まいの区市町村にお問合せください。⇒ [\(区市町村一覧\)](#)

被保険者の方が入院したときは、診療や薬にかかる費用（療養の給付）に係る一部負担金とは別に、入院中の食事療養に係る費用のうち、1食あたり下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時食事療養費」として負担します。

<入院時食事療養費の標準負担額(令和6年6月から)>

区分	負担額(1食あたり)
一般(住民税課税世帯) ※1 ※2	490 円
70歳未満で住民税非課税 70歳以上で低所得2 ※3	
過去1年間の入院期間が90日以内	230 円
過去1年間の入院期間が90日超	180 円
70歳以上で低所得1 ※4	110 円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は280円となります。

※2 平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間260円となります（平成28年4月1日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む）。

※3 低所得2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※4 低所得1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円とする）を差し引いたときに0円となる方

入院時生活療養費

◆詳しくはお住まいの区市町村にお問合せください。⇒ ([区市町村一覧](#))

療養病床（主として長期にわたり療養を必要とする方のための病床）に入院する 65 歳以上の被保険者の方には、生活療養（食事・居住費）にかかる費用のうち、下記の標準負担額をお支払いいただきます。残りは、区市町村が「入院時生活療養費」として負担します。

<入院時生活療養費の標準負担額(令和 6 年 6 月から)>

区分	負担額					
	医療の必要性が低い方(医療区分 1)		医療の必要性が高い方(医療区分 2・3)		指定難病患者	
	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
一般(住民税課税世帯)	490 円 (450 円) ※1	370 円	490 円 (450 円) ※1	370 円	280 円	0 円
70 歳未満で住民税非課税 70 歳以上で低所得 2 ※2						
過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	230 円	370 円	230 円	370 円	230 円	0 円
過去 1 年間の入院期間が 90 日超	230 円	370 円	180 円	370 円	180 円	0 円
70 歳以上で低所得 1 ※3	140 円	370 円	110 円	370 円	110 円	0 円
境界層該当 ※4	110 円	0 円	110 円	0 円	110 円	0 円

※1 いずれの金額になるかは入院する医療機関の施設基準により異なりますので医療機関に御確認ください。

※2 低所得 2：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税である世帯の方

※3 低所得 1：世帯主及び国保の被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を 80 万円とする）を差し引いたときに 0 円となる方

※4 境界層該当：65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について 1 食 110 円、1 日 0 円に減額されたとすれば生活保護を必要としない状態になる方